

開催期日 令和7年1月14日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年11月14日 午後1時30分
閉 会 令和7年11月14日 午後2時05分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

報告第1号 地域計画変更（案）に対する意見（回答）について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～第2号 処分について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第4号 中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）
に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者10名・欠席者2名

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松本美和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第10回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

それでは皆さんこんにちは。大変お忙しい中総会に出席いただきありがとうございます。また、先週農業委員会の大会がありましたが出席いただいた方につきましてはご多忙中にも関わらず大変ありがとうございました。

これから12月、1月と大変寒い季節になっていきますので、インフルエンザがとても流行っているそうなので罹らないようにこれからも体調には気をつけていただきたいと思います。

それでは早速総会に入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
事務局長

推進委員2名の欠席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、5番吉田定雄農業委員、1番大木一男農業委員を指名した。

議長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について、事務局に説明を求めた。

事務局長

報告第1号地域計画変更（案）に対する意見（回答）について議案書に従い朗読説明した。

議長

報告事案の説明を終了する旨を宣した。

議長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番天倉健推進委員

議案第1号受付番号第12号につきまして、11月8日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番長田信夫農業委員

議案第1号受付番号第12号につきまして、只今の天倉推進委員からの報告内容については間違いございません。また、天倉推進委員と同様に、現地についても11月8日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

―― 異議なしの声多数 ――

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第13号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている鈴木推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第2号受付番号第13号につきまして、11月6日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番小林均農業委員

議案第2号受付番号第13号につきまして、只今の鈴木推進委員からの報告内容については間違いございません。また、鈴木推進委員同様に、現地についても11月6日に確認いたしましたが問題はなく、また、被設定人は農家であり、耕作についても問題ないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

―― 異議なしの声多数 ――

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている水野谷推進委員より報告書を提出いただいておりますので、代理で報告させていただきます。議案第3号受付番号第6号につきまして、11月9日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、工事終了後には農地へ復元されるため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第3号受付番号第6号につきまして、只今の水野谷推進委員からの報告内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても11月9日に確認し、工事終了後は農地へ復元されるため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

―― 異議なしの声多数 ――

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第4号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について上程し、1件ごとに事務局説明及び質疑等を諮り意見集約を行う旨説明し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号中島農業振興地域整備計画の変更〔農振除外〕(案)に対する意見の決定について議案書に従い附図番号①について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質疑等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、附図番号①については、原案のとおり異議ない意見に決定する旨を宣した。

議長

附図番号②の審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

——暫時休議——

議長

附図番号②について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案書に従い附図番号②について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質疑等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、附図番号②については、原案のとおり異議ない意見に決定する旨を宣した。

議長

4番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

——暫時休議——

議長

再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員に対し、附図番号②については原案のとおり異議ない意見に決定する旨を告知した。

議長

続いて、附図番号③について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案書に従い附図番号③について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質疑等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、附図番号③については、原案のとおり異議ない意見に決定する旨を宣した。

議長

続いて、附図番号④について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案書に従い附図番号④について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質疑等ないか諮ったところ。

議長

ドッグランができる施設より北側の場所ですか。

事務局長

童里夢公園に向かう道路の、●●●●さん宅の南側になります。畑を2枚挟んで今回の申請地になります。

議長

家がポツポツと建つということはだんだん住宅化されていくということになるんでしょうかね。その他質疑等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、附図番号④については、原案のとおり異議ない意見に決定する旨を宣した。

議長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、12月15日（月）に生涯学習センター輝ら里で行う。

二点目 農業委員会忘年会の開催について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉会の日時
令和7年11月14日 午後2時05分